

平成28年度第3回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

- 1 日時：平成29年2月13日（月）13：30～15：40
- 2 場所：全建総連岐阜建設労働組合県本部 5階 大会議室
- 3 出席者

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	准教授	梶川 千賀子
	(公社)岐阜県栄養士会	副会長	長屋 紀美江
消費者	岐阜県食生活改善推進員協議会	会長	羽場 富子
	消費者代表（公募）	-	高木 まどか
	消費者代表（公募）	-	柴山 拓治
	消費者代表（公募）	-	道上 弥生
生産者	岐阜県女性農業経営アドバイザー ーいきいきネットワーク	理事	戸崎 由美子
	(公社)岐阜県食品衛生協会	理事	浅野 高道

4 議題

「第3期岐阜県食品安全行動基本計画の中間見直し最終案」について

## 5 議事要旨

### <細川食品安全対策係長（生活衛生課）>

健康福祉部生活衛生課の細川と申します。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

ただいまから、平成28年度第3回食品安全対策協議会を開催いたします。なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

はじめに、岐阜県健康福祉部次長の西垣より、ご挨拶申し上げます。

### <西垣健康福祉部次長>

本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素は岐阜県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

県としましては、岐阜県食品安全基本条例の規定に基づく食品安全行動基本計画を策定し、関係する部局が連携して県全体で食の安全・安心の確保に努めているところでございます。

この計画にあたっては、これまで当協議会において貴重なご意見をいただき、平成26年度から第3期計画がスタートしております。今年度はその中間年であることや、昨年1月には食品廃棄物の不正転売事案が発生するなど、食品を取り巻く新たな課題に取り組む必要があり、第3期計画の中間見直しを行うこととしました。

前回委員の皆様には当協議会におきましてそれぞれの立場から貴重なご意見をいただきまして、その際いただいたご意見を踏まえ、パブリックコメントを行ったところでございます。パブリックコメントを経て、修正を行った最終案を出させていただいております。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければと思います。

また本日は食品のリスクアナリシスの考え方について梶川会長からご講話をいただくこととなっております。食品の安全確保に欠かせないリスクアナリシスの考え方について、理解を深めたいと考えております。

それでは皆様、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

### <細川食品安全対策係長（生活衛生課）>

議題に入る前に資料の確認をさせていただきます。資料は次第、名簿、配席図、資料1、2、3、4、5となります。不足はございませんでしょうか。

では、さっそくですが議題に入りたいと思います。以後の進行につきましては梶川会長にお願いいたします。

<梶川会長>

それでは議題に入ります。本日の議題は「第3期岐阜県食品安全行動基本計画の中間見直し最終案について」となっております。前回の協議会では、「食品廃棄物対策について画期的な取り組みだが、他県とも連携を取ってほしい。」といった意見や、「HACCPの認知度を向上させるための取り組みを行ってほしい。」といった多くのご意見を委員の皆様からいただきました。また、県では平成28年12月9日から平成29年1月13日にかけて、パブリックコメントを実施し、県民の方々からご意見をいただきました。

今回中間見直しの最終案が示されております。

事務局から最終案の説明をお願いします。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

それでは事務局より、本日議題となっております岐阜県食品安全行動基本計画の中間見直しのパブリックコメントの結果とそれを踏まえた最終案につきまして、ご説明させていただきます。

岐阜県食品安全行動基本計画の中間見直しは、今年度が本計画の中間年度にあたることや計画策定時から食品安全にかかる情勢の変化に対応するために実施するもので、11月に開催した前回の当協議会において見直し案をお示しし、各委員の方々からご意見をいただいたところでございます。

皆様からいただいた意見を踏まえて庁内での調整を行った結果、一部修正した中間見直し案について、パブリックコメントを実施し、県民からの意見募集を行いました。

お手元の資料1をご覧ください。

こちらが今回実施したパブリックコメントの概要です。意見募集の期間は、平成28年12月9日から平成29年1月13日で、パブリックコメントの実施について報道発表、県ホームページへの掲載、関係機関への文書通知を行って県民へ周知を行いました。県ホームページ、県内の関係機関において見直しの最終案の閲覧を行い、最終的に7点のご意見、ご質問を承りました。

次のページをご覧ください。

こちらは、パブリックコメント実施時の見直し案の概要です。前回の当協議会において皆様方にお示しした案から一部変更した部分がありますので、その部分を中心に、全体の概要を簡単にご説明させていただきます。

今回の見直しで、最も大きな変更事項は、昨年 of 食品廃棄物の不正流通事件

を受けて、新たな重点施策として「食品廃棄物対策」を追加するものです。

食品事業者に対して、食品を廃棄する場合は排出者責任として適切な処理をするよう周知するとともに、食品廃棄物が再び食品として販売されることのないよう、監視指導の対策を実施し、重点的に再発防止に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

主な事業として、「食品衛生監視指導計画に基づく食品関連施設の監視指導」、「弁当屋等の監視指導」、「休業施設の監視」、「食品衛生責任者講習会における周知徹底」を実施することとしています。

次に、項目内の見直しでございますが、現在の計画の中にある「食品関連施設の監視指導」の主な事業として、「岐阜県HACCP認定制度の推進」を主な事業として追加するものです。下線部分は、前回の協議会の後、新たに追加した部分で、HACCP導入推進にあたって特に県産品の製造加工施設を重点対象とすること、県HACCP認定マークの認知度向上を図ることを、新たに盛り込みました。認定マークの認知度向上については、前回の協議会でご意見をいただいたことを受けて、追加させていただきました。

次のページをご覧ください。

HACCP導入推進に関するコラボレーションの方向として、下線部を追加することとしました。生活衛生課が所管する衛生面での取り組みと、地域産業課が所管する商業振興面での取り組みを組み合わせ、コラボレーションにより双方にとってメリットのある効果的な推進を図っていきたく考えています。

数値目標の見直し等としては、動物用医薬品対策、特定保健用食品製造施設の立入件数、県産品愛用推進宣言の店舗数について数値目標を変更することにしております。

その他、取り組み内容の記述の修正、組織、電話番号、ホームページアドレスなどの所要の変更を行うこととしています。これらについては、前回からの修正点はございません。

この内容で、パブリックコメントを実施させていただきました。

それでは、次のページをご覧ください。

パブリックコメントで県民の方々からいただいた意見とそれに対する回答について、報告させていただきます。

まず1点目は「コラボレーションを重視することが示されているが、「食品の安全性の確保に関する報告」を見ると現在あまり進んでいないように見える。特に一般消費者や県民とのコラボレーションについて中間見直しで補強することはできないか。」というご意見をいただきました。

岐阜県の考え方としましては、第3期計画では、「すべての県民とのコラボレーションによって「将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県」の実

現を目標としており、それぞれの施策の中でも「コラボレーションの方向」について具体的な記載がされています。そのため、新たに計画に盛り込む必要はないと考えていますが、ご指摘いただいた内容を踏まえ、今後とも、一般消費者をはじめとした県民とのコラボレーションを重視したリスクコミュニケーション事業を展開していきます。

次に2点目ですが、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、すべての食品事業者を対象に、HACCPの制度化が検討されている。食品事業者の大多数を占めている飲食店へのHACCP導入に向けて積極的に取り組んでほしい。」というご意見をいただきました。

現行の計画の中には、飲食店を対象とした「自主衛生管理の手引き」の作成とそれを活用した講習会の開催など、HACCP導入促進に向けた事業が記載されており、現在も実行中の内容となります。今後のHACCPの義務化に向けて、一層推進を図っていきます。

3点目に「岐阜県HACCPの制度に対して、異議を唱えるものではないが、その施設で製造している一部の商品でもHACCP管理をしていれば、その施設とその商品の組み合わせで認定を行うことに少し不安を感じる。ホームページや名刺に認定マークが使用されれば、消費者はしっかりとした衛生管理のもと製造する事業者という認識を持つがそれが認定業者のすべての商品ではないことに気付かないことが起こるのではないか。」といったご意見をいただきました。

この点については、前回協議会においても、認定は施設単位か、商品ごとの認定かというご質問をいただいております。

商品ごとの認定としたことについて、県内の食品事業者に対してHACCPの導入を積極的に促進するため、一部の商品であってもHACCP管理をしていれば、その施設を認定施設にすることで、その施設全体の衛生管理レベルの向上につなげていくこととしています。HACCP導入を幅広く推進するために、認定マークを使用してHACCPの認知度を向上させていくことも必要ですが、一方で、認定施設で製造された全製品にマークが使用できるものではないことについても消費者に誤解を受けることのないよう周知に努めてまいります。

4点目に「排出水の行政検査が削除されているが、排出水について削除した理由をお示しください。」というご質問がございました。

この点については、過去に実施してきた行政検査及び自主検査結果が良好であったため、排出水に関して検査項目から削除いたしました。今後も事業者による自主点検結果を確認し、必要に応じて指導してまいります。

裏面をご覧ください。

5点目に「メリハリをつけた監視を行うため、監視対象を「特定保健用食品製造施設の立入検査実施回数」から「機能性表示食品の外形検査実施回数」に変更しているが、特定保健用食品の表示は大丈夫と判断しているのか。また、変更前の「全施設にたいして年1回」という目標と変更後の「年7回」という目標は同レベルなのかわからない。」というご意見をいただきました。

国が表示を許可する特定保健用食品に関しては、過去の検査結果が良好であり、また、今年度より国（消費者庁）において関与成分の調査が行われることとなりました。そのため、食品表示法の施行に伴い制度化された届出のみで表示することのできる機能性表示食品に検査対象を変更いたしました。変更前は、「全施設に対して年1回」という目標でしたが、対象施設が全2施設であったことから結果的に年2回が目標となっていたところ、変更後は県内全7保健所年1回として「年7回」という目標を設定しており、回数を増やし監視を強化できると考えています。

6点目は「平成27年度に発生した食品廃棄物が再び食品として販売された事件を受け、重点施策としてこの項目が追加されたことは大変心強い。厳密に監視を実施していただくことを希望する。ただし、「マニフェストへの製造番号の記載」は、今回の事件では、きちんと処理されていたこともあり、効果があるか少し疑問である。」というご意見をいただきました。

食品廃棄物対策については監視指導の強化のほか、事業者自らによる不正転売防止対策も重要と考えております。不正転売防止対策のうちマニフェストへ製造番号や製品を特定できる情報を記載する対策は、排出した廃棄物が転売された場合でもそれが廃棄物として処理委託したものであることが特定できるようになるため、悪意のある業者が不正に転売することを抑止する効果があると考えています。また、排出事業者が廃棄物の処理状況を確認する際に、自社の廃棄物が適正に処理されていることを確認する手段として活用することもできます。その他、そのままでは転売できないよう廃棄する食品の包装を破るといった対策など多角的に不正転売防止対策の強化が図られるよう努めてまいります。

7点目に「食品廃棄物処理施設の監視指導は、定期的に衛生部局と廃棄物対策部局の合同立入を実施してはどうか。」というご意見をいただきました。

食品衛生監視員に廃棄物処理法に基づく立入権限を今年度付与し、食品関連施設について食品衛生と廃棄物の両面からの監視指導を行っております。食品廃棄物処理施設については、廃棄物対策部局が定期的に立入検査を行う中で、必要に応じて食品衛生監視員と合同で監視指導を実施しています。引き続きこの体制で監視指導を行っていきたいと考えております。

以上が、今回実施したパブリックコメントに寄せられた意見と、それに対し

での県としての回答になります。

この内容については、ご意見をいただいた方への個別回答はいたしません、県のホームページ上で公開をしております。

続きまして資料の2をご覧ください。

こちらは、パブリックコメントの結果を踏まえた、中間見直し最終案をお示ししております。

1ページから3ページまでの概要の中で、1ページについては、変更はありません。2ページ目については、ページ中ほどの下線部を変更しております。

パブリックコメントで、特定保健用食品製造施設の立入検査から機能性表示食品の外形検査に切り替えを行うことについて、理由と同等性が分かりにくいとの意見がありましたので、その点を修正しています。

3ページ目の上段には、新たにBSE対策の検査対象にかかる記載内容の修正を追加しています。7月及び11月の当協議会でも情報提供させていただきましたが、現在、国ではBSE検査の対象の見直し手続きを進めており、平成29年4月1日より全国一斉に健康牛のBSE検査が廃止されることとなったため、それに伴う所要の修正をしております。

具体的な内容については、資料2の4ページ以降の新旧対照表でご説明をいたします。

前回の協議会より変更になった箇所に関しましては、網掛けをさせていただいております。

まず6ページをご確認ください。

「岐阜県HACCP導入施設認定制度の推進」について、県産品の製造加工施設に対する重点的な導入促進、HACCP認定マークの認知度向上について、ご覧のように追記しております。

また、「コラボレーションの方向」として県産品の販路拡大のための商談会などの機会をとらえて、岐阜県HACCP導入施設認定制度をPRする旨を追記しております。

次に9ページをご確認ください。「(9)牛海綿状脳症(BSE)対策」についてですが、平成29年4月1日より全国一斉に健康牛のBSE検査が廃止されることとなるため、それに伴い「現状と課題」、10ページのBSE検査見直し経過の表の最下段に4月の予定を追加、11ページの「岐阜県から消費者の皆さんへメッセージ」の修正をしております。

次に13ページから14ページをご覧ください。

(13)食品廃棄物対策の項目についてですが、14ページに挙げた主な事業のうち、○食品衛生監視指導計画に基づく食品関連施設の監視指導の項目につきまして、より具体的な対策について記載し、わかりやすい内容とするため

「廃棄食品の包装を破るなど事業者による不正転売防止対策を進めます。」という一文を追加しております。

前回協議会以降の変更点については以上となります。

今後、庁内での事務手続きを経て、3月の県議会に報告、3月末には県民の皆様にご公表をする予定としております。

事務局からの説明は以上となります。

#### <梶川会長>

ありがとうございました。事務局からの報告を受け、意見募集の結果、中間見直しの最終案についてのご意見や県の食品安全行政の在り方などを中心に各委員の方々からご発言をいただきたいと思っております。長屋委員から忌憚のないご意見をお願いします。

#### <長屋委員>

中間見直しの案につきまして、新たに追加された食品廃棄物対策については具体的な案が示されており非常にわかりやすいと思っております。岐阜県HACCP導入については、栄養士会の中でも話題となっておりますので、認知度の向上に努めていただき、栄養士会としても貢献できることがあれば、協力させていただきたいと思っております。

#### <羽場委員>

食品に対する安心感の向上ということで、お互いに歩み寄りながら実践ができればいいと思っております。食品廃棄物対策については追加をしていただいたということは非常にうれしく思います。県産品を重点対象とするということですが、私たちの協会の方にも県産品推薦のご案内をいただいているので、協会としても協力させていただきたいと思っております。県産品を推進することで安心した食事を提供できることにつながると考えています。

#### <高木委員>

自分の素朴な意見も計画に組み込んでもらえてうれしく思います。今回の見直しの内容にはないのですが、1点お聞きしたいことがあります。今年度の食品安全・安心ニュースの11号に遺伝子組換え食品について書かれているのを見ました。2、3年前にテレビでアルゼンチンにおいて遺伝子組換え食品による弊害が出ているという番組を見ました。今の日本では安全な遺伝子組換え食品が流通していると思うのですが、それが、10年、20年後となった時に安全だということが確保されているわけではないと思っております。そういった検査



体制はどのようになっているのか、また県としての役割は何か教えてください。消費者としては行政が何をしているのかが分からないということがあります。今回のように議題に上がらない事案について議論されるような場はあるのかどうか教えてもらいたいです。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

HACCP推進については栄養士会でもご協力いただけるということで、大変ありがたく思っております。今後国によってHACCPが義務化されることとなると給食施設なども対象となってくると思いますので、専門家である栄養士の方々にはご協力をお願いしたいと思います。

最終的にはすべての食品関連施設にHACCPを導入することが最終目標ではありますが、まずは岐阜県として県産品が安全であることをPRしていきたいということで重点対象施設とさせていただいておりますので、力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

遺伝子組換え食品については不安に思われる方が多いように思います。国内における承認や検査の仕組みの説明をさせていただきますと、厚生労働省において安全性の審査がされます。県は審査にはかかわっておりません。県としては、認められた食品についてしっかりと表示がされているかということと、未承認の遺伝子組換え食品が流通していることがないかということを確認して確認を行っております。将来的に安全であるかどうかということについては、遺伝子組換え食品に限らず、全ての食品について100%安全を保障するということは技術的に難しいと思っております。現在わかっている限りの科学的知見を持って安全を確認しているということしか言えないのかと思っております。国が行っている審査について、県は、直接関与していないのですが、岐阜県として国に対して再検討してもらいたいことがあれば、場合によっては他県と共同で国へ要望を挙げるということはできます。皆様方のご意見などを踏まえたうえで、県として必要な対応をしていきたいと思っております。

<浅野委員>

遺伝子組換え食品ということを表示しなくてもいい製品についても説明してもらいたい。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

遺伝子組み換えがされた大豆を原材料にした醤油など、製造された製品において、組み換えられた遺伝子や、その遺伝子によって生じたたんぱく質が、最新の検査技術を用いた検査で検出できないものは、表示をする必要がないとい

うことになっています。

#### <道上委員>

計画がきちんとされていて、食品に対しては、岐阜県は安心できるのかなと思いました。最近県内で開催された物産展で、ブドウ球菌が検出されたという報道を聞き、販売前に発見することができなかつたのかと思いました。岐阜県としての取組みは特に飛騨地方においては、あまり伝わっていないように感じます。もっと県民に浸透するようなツールがあればいいと思います。

#### <浅野委員>

岐阜県食品衛生協会では全施設に対してHACCPの認定を取るようになっていった話が出ていますが、現在県内でHACCPを取得している施設はかなり少数であると思います。施設ごとに衛生管理のレベルに差があると思いますが、どのレベルまでHACCPを取得させるような目標としているのか教えてください。また、期限を設けて取り組んでいくのかも教えてもらいたいです。

#### <野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

HACCPについては、現在国により義務化に向けて制度化が進められています。東京オリンピックまでに制度化され、その後猶予期間を持って動いていくという流れになると考えています。現在、施設によって衛生管理レベルに差があるとは思いますが、国が全面的に義務化をするということであれば目標は全施設ということになると思います。ただ国の方でも、業種や事業規模によってA基準、B基準といった2種類を設けるとのことですので、それぞれに合った基準となり、取り組みやすくなると考えております。岐阜県HACCP認定制度においては義務化に先行して早めにHACCPを取得したいと考えている施設に対して、支援をしていきたいと考えていますので、食品衛生協会でも会員へのお声かけをお願いします。

#### <戸崎委員>

HACCPを推進されているということで、私たちの中でも6次産業化を推進しているので、HACCPの認定を受けることにより、こういった事業も進んでいくのではないかと頼もしく思っています。HACCPだけでなく、農産物の販路拡大に向けて、国内のみならず海外に向けてもPRする場を作っただけで、ありがたいと思っています。また、主婦の立場から言わせていただくと、遺伝子組換え食品や、BSE、放射能の問題等安全であるといわれていても疑ってしまう部分があります。今回、継続的に検査をしているということ

がわかって安心しました。ただ、BSEについて検査がなくなってしまうというのは少し心配に感じます。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

道上委員からご意見のあった物産展でブドウ球菌が検出されたということに対して、なぜ販売前にわからなかったのかという疑問についてですが、この件については行政が行った検査ではなく、事業者の方が自主的に検査をされた結果、ブドウ球菌が検出されたということで販売中止や回収を決めたということですので。販売されている商品すべてが行政による検査を受けているわけではないということと、すべての事業者ではないにしても、自主的に検査をされているということをご理解いただければと思います。そういった中で、今回事業者による自主検査でブドウ球菌が検出され、事業者の方には公表や回収など適切に対応していただけたと考えています。

県からの情報発信がなかなか伝わってこないという点ですが、飛騨地方だけの問題ではなく、県下全体において様々な手段で情報提供をするように努めておりますが、なかなか多くの方に情報提供ができていないのが現状です。皆様のお知恵をお借りしながら、より効果的な情報提供の方法を考えたいと思っております。

戸崎委員からのご意見でもありました、6次産業化で生産される県産品の魅力の一つとして安心して食べることのできるという衛生面を付加していただきたいと思えます。HACCPの取得を考えている方が見えたらお近くの保健所にご相談いただけたらと思えます。

BSE検査が廃止になるということで不安を感じているというご意見をいただきました。制度としては間もなく法令が改正され、平成29年4月1日より健康牛に対しては検査が廃止になるということがほぼ決定しております。国によってさまざまな安全面での検討を行ったうえで、今回検査対象が変更になるということなのですが、BSEへの対策が終わるわけではなく、肉骨粉を牛の餌に使用することを禁止したり、食肉処理の過程において特定危険部位を排除して消費者の口に入らないようにするといった対策は今後も継続して行われていきます。

<戸崎委員>

ありがとうございます。

<梶川会長>

本日、委員の皆様にはHACCPを中心とした意見をいただきましたが、今

回の最終案は、非常に良い形で示されたと思います。この計画に基づいて岐阜県の食品安全行政が推進されることと思います。

それでは事務局の方にお返しします。

<細川食品安全対策係長（生活衛生課）>

委員の皆様、ありがとうございました。本日いただいた意見をもとに、今後も本計画に基づいて施策を行っていききたいと思います。

それでは、次に梶川会長より、食品のリスクアナリシスの考え方についてご講話をいただきたいと思います。

<梶川会長>

ご講話「食品のリスクアナリシスの考え方について」

（梶川会長より、食品のリスクアナリシスの考え方について、成り立ちや現在のリスク管理の仕組み、食品のリスクに対しての専門家と一般消費者との認識の違いを中心にご講話いただいた。）

<細川食品安全対策係長（生活衛生課）>

梶川会長、貴重なご講話ありがとうございました。

<柴山委員>

私用のため遅れてしまいまして、申し訳ありません。

梶川会長、貴重なお話ありがとうございました。食品に対してもきちんとしたリスクマネジメントが行われるということを知ることができました。岐阜県食品安全行動基本計画については、きちんと定めていただいていたありがたいと思います。

<細川食品安全対策係長（生活衛生課）>

それでは梶川会長のご講話の内容や来年度の協議会の進め方など委員の皆様からご発言いただけないでしょうか。

<長屋委員>

梶川会長ありがとうございました。専門家と一般消費者の意識がかい離しているということについてはその通りだと感じました。私ども栄養士としましては、消費者の方々が不安に感じていることについて科学的な根拠に基づいた話ができるようにしていきたいと思います。

<羽場委員>

県の計画に基づいて事業を進めていきたいと思いますので、できる限りわかりやすい文言の計画にさせていただきたいと思います。また農政部からも情報提供があるので、ともに組み合わせながら事業を進めたいと思います。今回鳥インフルエンザが発生しまして、多くの鳥が殺処分されたということを心に留めていきたいと思います。

<高木委員>

食品にかかるリスク認識について専門家と消費者の間に知識の差があると感じました。消費者が正しいことを知らないために、必要以上に不安になる部分もあると思います。鳥インフルエンザに関しては、他県で発生していたこともあり、しっかり対策をしていけば安全であるという知識があったので、それほど戸惑うことが無く生活ができたと思います。行政の方から消費者に対して、情報を発信する場を広げていくことが大切だと感じました。

<柴山委員>

リスクアナリシスという言葉は初めて聞きました。この言葉は昔からあるのですか？

<梶川会長>

食品分野に適用されるようになったのは、BSE発生を契機としております。金融や環境、工業分野ではそれ以前から適用されています。

<柴山委員>

リスクアナリシスの考え方の中で、PDCAサイクルのような進捗状況の確認などの仕組みはあるのでしょうか。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

例としてBSE対策を挙げますと、当初全頭検査をしていたものをその後の発生状況や、発生源対策により効果が出ているということで、安全性審査（リスク評価）を行い、パブリックコメントなどリスクコミュニケーションを経て、対策の見直し（リスク管理）をしているということで、PDCAサイクルによる見直し、改善が行われていると考えています。

<道上委員>

食品のリスクアナリシスについて、初めて内容を聞き、まだ十分に理解でき

ていません。

<浅野委員>

専門家と消費者の間で知識に差があるということですが、テレビやインターネットなどの情報に消費者が振り回されすぎているということも一つの要因であるように思います。

<梶川会長>

食品安全に関する情報としては、公的機関から正しい情報を得るということが大切であると思います。一個人の意見を鵜呑みにするのではなく、情報の発信源を見極めて取捨選択をしていただきたいと思います。

<戸崎委員>

専門家と一般消費者との認識の違いについて、消費者が不安に思っていることは、情報をどう手に入れたらわからないところから来るのではないかと思います。正しい情報をどう調べたらいいのかよくわからず、不安だからやめておこうということになってしまうのだと思います。

<梶川会長>

農薬や添加物など化学物質は、事前に安全性を審査し、使用規制しています。リスクをコントロールできるものに関しては専門家の方々は不安を持たない傾向があると思います。O-157など発生をコントロールできないものに関して、専門家は不安を抱く傾向があるので、こういった認識の差が出るのだと思います。

<細川食品安全対策係長（生活衛生課）>

ありがとうございました。

それでは事務局の方から鳥インフルエンザの状況についての情報提供と加工食品の原産地表示に関する情報提供を、少しお時間をいただき、お知らせしたいと思います。

まず、鳥インフルエンザの状況についてお話をさせていただきます。経緯につきましては、1月14日（土）に山県市内の養鶏場から飼養鶏に異常（死亡鶏100羽）が認められると通報があり、家畜保健衛生所の簡易検査で7羽中6羽が陽性であると判定されました。高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確定し、発生農場における飼養鶏約8万羽の殺処分・埋却、移動制限区域内に出入りする車両の消毒ポイントの設置等の防疫措置が開始されました。

1月16日（月）には遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）の患畜であることが確定しました。1月17日（火）には発生農場における防疫措置が完了し、2月1日（水）に搬出制限区域を解除するとともに、消毒ポイントが一部解除されました。2月8日（水）に移動制限が解除となりました。

食品の安全・安心に関する対応としましては、各保健所に現在も「食の安全相談窓口」を設置しております。また、県民に対して鳥インフルエンザに関する正しい知識をホームページで周知をさせていただいております。リスク評価機関である内閣府食品安全委員会は、我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えますとのコメントをしています。その理由としては、大きく2つあります。

1つ目としては、鳥インフルエンザウイルスが人に感染するためには、人の細胞表面の受容体に結合しなくてはなりません。私たち人の受容体はヒト型であり、トリ型とは異なるとされています。受容体とは、ウイルスが人や動物に感染する際に最初に結合する細胞表面の分子であり、大きく分けて2種類（ヒト型とトリ型）があります。この受容体の違いは、いわゆる種の壁があるとも言えます。

2つめは、鳥インフルエンザウイルスは酸に弱く、人の体内で胃酸などの消化液により不活化、感染性が失われると考えています。こういったことも情報提供をさせていただいております。県民の方からこういった相談があったかといいますと、保健所と生活衛生課への相談が1件ずつありまして、「山県市産の生卵は食べても大丈夫か」というご質問と「もし、鳥インフルエンザウイルスが卵に付着していたら、食べても大丈夫か」というご質問がありました。回答としては、我が国ではこれまで卵を食べることにより、鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないとの旨を回答し、ご納得いただきました。

加工食品の原料原産地表示義務化に向けた動向についてですが、1月13日に国が行う説明会に出席しましたので、それを含めて概要をご説明させていただきたいと思っております。現在、国産農林水産物は、3割が生鮮食品として、6割が加工食品の原材料として、国民に提供されております。また、国内で製造される加工食品の原材料のうち、7割は国産農林水産物となっています。しかし、現在の加工食品の原料原産地表示のルールでは、加工食品の原材料の産地情報が消費者に十分提供されているとは言えない状況にあります。消費者は、表示による情報を通じて食品を選択しており、消費者利益の観点からは、加工食品の原材料についてもできる限り情報を提供し、食品選択に資する情報が得やすいよう環境整備をしていくことが求められております。対応としましては、消

費者庁及び農林水産省の共同で開催していた「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、平成28年11月29日に「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」にて素案が示されました。

現在、加工食品のうち、22食品群及び4品目に原料原産地表示の義務があり、製品重量の50%以上を占める原材料について、原産地表示を行うこととされています。今回の改正案では、加工食品の原料原産地表示の拡大を行い、原則、国内で製造したすべての加工食品について製品に占める重量割合上位1位の原料原産地表示を義務付けるという内容となっております。

また、原料原産地表示の対象品目を拡大する際の3つの課題が提示され、新たな表示方法の導入について検討されております。

1つ目としましては、頻繁な原料原産地の切り替えの必要があるということ、2つ目は表示をする物理的スペースの制約という課題、3つ目は原料原産地情報のわからない輸入中間加工品への対応という課題が挙げられております。その課題に対応するために、4つの例外規定を設けることとされております。

例外規定について説明させていただきますと、原則は国別重量順に表示をするということですが、それができない場合には例外表示が認められております。1つは可能性表示として表示をするということ、2つ目は大括り表示による表示も認められております。3つ目は可能性表示プラス大括り表示も認められております。4つ目は中間加工原材料に対する例外規定が認められております。表示については今後、新制度が導入されるに向けて十分な猶予期間が設けられる予定となっております。

何かご質問等がありますでしょうか。

<緒方課長>

長時間にわたりましてありがとうございました。梶川会長におかれましては、円滑な協議会の進行、ありがとうございました。また、本日は食品のリスクアナリシスについてご講話をいただきまして、併せて御礼申し上げます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、数多くの前向きなご意見をいただきました。改めて行政からの情報発信の重要性について再認識させていただきました。これから来年度に向けまして、食品の安全確保に向けた各種事業の準備に取り掛かってまいります。食品安全行政の歩みを止めることのないよう、緊張感を持って引き続き積極的に取り組んでまいります。今後ともご指導のほど、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

<細川食品安全対策係長（生活衛生課）>

それではこれもちまして、第3回の食品安全対策協議会を終了させていただきます。



だきます。

今年度の食品安全対策協議会は以上となります。来年度も年3回の協議会の実施を予定しております。第1回目は7月ごろを予定しております。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

それでは、お気をつけてお帰りください。